

国民年金後納保険料納付書の使用期限にご注意ください

平成24年10月から、過去10年間に納め忘れた国民年金保険料について納付することが可能となる後納制度が開始いたしました。

後納制度のお申込みをされ、平成15年4月分以降の後納保険料のお支払いが済んでいない方は、お手元の納付書の納付期限が平成25年3月31日になっておりますのでご注意ください。(平成14年10月から平成15年3月までの保険料は、平成25年4月以降は納付できません。)

なお、平成15年4月以降の後納保険料を、平成25年4月1日以降に納付を希望される場合は、使用期限が平成26年3月末までの納付書が必要となりますので、下記国民年金保険料専用ダイヤルまたはお近くの年金事務所までお問い合わせください。

△ ご注意 △

○後納保険料の納付期限は、対象月から起算して10年後の月の末日です。

納付期限を経過すると納付できません。

例：平成15年4月分⇒(納付期限)平成25年4月30日

○保険料の加算額は年度(4月1日から3月31日まで)により定められます。

前年度に発行された納付書は使用できません。

○お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをお手元にご用意ください。

問合せ：国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050
川越年金事務所 ☎049-242-2657

水道の開栓・閉栓の届出は、お早めに

下記のような場合には、申請手続きが必要となりますので、事前に上下水道課までご連絡ください。



1. 転入、転居などにより、水道を使用されるとき。
2. 転出、転居などにより、水道を止めたいとき。
3. 家屋の増改築や、長期間不在などにより、一時水道を止めたいとき。
4. 水道の所有者や使用者に変更があるとき。

(注) 2と3の届出がない場合、ご使用されていなくても基本料金がかかりますのでご注意ください。なお1と3と4の届出書様式(PDFファイル)は嵐山町公式ホームページからダウンロードできます。

●受付時間

平日 午前8時30分～午後5時15分

土曜日・日曜日・祝祭日の届出受理及び水道の開栓・閉栓に係る作業は行っておりません。

3月・4月は受付及び開閉栓業務が大変混み合いますので、あらかじめ希望日の3～4日前までに届出をお願いします。


●水道料金のお支払は

水道料金の請求は、検針した使用水量をもとに2カ月に1度奇数月に行っています。お支払は、ぜひ便利な口座振替をご利用ください。なお、口座振替への手続は直接、金融機関でお願いします(口座振替依頼書は金融機関にございます。)

《口座振替取扱金融機関》


埼玉縣信用金庫(本・支店)、埼玉りそな銀行(本・支店)
りそな銀行(本・支店)、埼玉中央農業協同組合(本・支店)
ゆうちょ銀行、武蔵野銀行(本・支店)

問合せ 上下水道課 管理担当 ☎62-0728



今年も『嵐山さくらまつい』の季節がやってまいりました!さらに今回は花火大会もやりますね。なんとPieaceは両日とも出演させていただきます。うすびんくの桜並木の中、みなさんに笑顔と元気を届けられたらと思います。お会いできること楽しみにしています。

☆出演情報☆
3月30日(土) 嵐山さくらまつい花火大会
4月7日(日) 嵐山さくらまついイベント日
☆募集☆
PieaceプロジェクトではPieaceとしてまたはPieaceと一緒に嵐山町を盛り上げてくれる仲間を随時募集しています。年齢性別関係ありませんのご連絡ください。一緒に嵐山町を盛り上げたいきましょう!
連絡先: miki_pieace@yahoo.co.jp



Pieace プロジェクト